

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月14日
【会社名】	野村マイクロ・サイエンス株式会社
【英訳名】	Nomura Micro Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 千田 豊作
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神奈川県厚木市岡田二丁目9番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年6月23日に提出いたしました第42期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、平成23年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、純水製造装置の工事にかかる個別原価計算において、不適切な会計処理が行われていた疑いが生じたことから、社内調査委員会を設置し調査を実施いたしました。本調査により、過年度において受注した2つの工事案件の間で材料費の付け替えが行われていたことが明らかになりました。

これにより当社は、当該不適切な会計処理の決算への影響額を調査し、過年度決算の訂正をするとともに、平成23年3月期から平成24年3月期第2四半期までの有価証券報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

不適切な会計処理に至った原因としては、以下のとおりであります。

（1）資材部の牽制機能

従前は単一部署であった資材部を国内資材部と海外資材部に分割する組織変更につき、平成23年4月1日施行とすることを同年1月時点で内定しておりました。この内定時点で受注が確定した装置案件の資材調達業務は、この組織変更を見越して任命された海外資材部候補者である少人数のメンバーにより開始されました。これは、特命のプロジェクト・チームとしての位置づけであり、かつ中国（上海）を拠点として活動していたこともあり、部署内及び他部署との牽制機能が不十分なものとなっております。

（2）原価管理機能

工事受注後の原価管理において、毎月開催される社内の原価管理に関する会議への報告は工事進行基準適用案件に限定されていたため、今回の付け替え先となった工事進行基準の適用となる要件を満たしていない案件については、報告並びに管理の対象外となっており十分な管理が行われていませんでした。

再発防止のため、組織変更による相互牽制機能の強化及び社内規程の改訂による原価管理体制の強化を図ることにより、適切な内部統制を整備、運用してまいります。

以上